

岩手県告示第728号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、大槌町から送付のあった次の決定に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成27年9月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

都市計画の種類及び名称

- 1（1）種類 地域地区（特定用途制限地域）
 - （2）名称 大槌都市計画特定用途制限地域
- 2（1）種類 地区計画等（地区計画）
 - （2）名称 町方地区地区計画
- 3（1）種類 地区計画等（地区計画）
 - （2）名称 安渡地区地区計画
- 4（1）種類 地区計画等（地区計画）
 - （2）名称 赤浜地区地区計画
- 5（1）種類 地区計画等（地区計画）
 - （2）名称 吉里吉里地区地区計画